

佐倉市カヌー協会優秀選手表彰規程

(趣旨)

第1条 本規程は、佐倉市カヌー協会（以下「協会」という。）に所属する成績優秀な選手の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 表彰の対象者は、協会に所属する者とする。

(対象期間)

第3条 表彰の対象期間は、当該年度の1月1日から12月31日までの1年間とする。

(表彰の名称及び人数)

第4条 表彰の名称は、優秀選手賞とし、人数は若干名とする。

(被表彰者の選出)

第5条 被表彰者は、理事会において選出する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、総会開催時に行う。ただし、理事会が必要と認める場合はこの限りでない。

(表彰の方法)

第7条 表彰の方法は、次の各号による。

- (1) 表彰状
- (2) 賞金又は商品

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。